

## 高取町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 高取町

事 業 名 : 公共下水道

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成11年11月22日 (供用開始後21年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用
処理区域内人口密度	50.8 (人/ha)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	有り
処 理 区 数	処理分区(高取川第1-1、高取川第1-2、高取川第1-3)		
処 理 場 数	なし		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	特にありません。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	汚水排出量1㎡につき:100円																			
業務用使用料体系の 概要・考え方	【公衆浴場(共同浴場を含む。)]汚水排出量1㎡につき:80円																			
その他の使用料体系の 概要・考え方	【中間排水】汚水排出量1㎡につき:170円 【特定排水】汚水排出量1㎡につき:220円 ※水質使用料	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">水質使用料(汚水排出量1㎡につき)</th> </tr> <tr> <th>(ア)生物化学的酸素要求量(1ℓにつき5日間)</th> <th>(イ)浮遊物質量(1ℓ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200mgを超え300mg以下</td> <td>12円</td> <td>17円</td> </tr> <tr> <td>300mgを超え600mg以下</td> <td>37円</td> <td>49円</td> </tr> <tr> <td>600mgを超え1,000mg以下</td> <td>81円</td> <td>104円</td> </tr> <tr> <td>1,000mgを超え1,500mg以下</td> <td>138円</td> <td>175円</td> </tr> </tbody> </table>			水質使用料(汚水排出量1㎡につき)		(ア)生物化学的酸素要求量(1ℓにつき5日間)	(イ)浮遊物質量(1ℓ)	200mgを超え300mg以下	12円	17円	300mgを超え600mg以下	37円	49円	600mgを超え1,000mg以下	81円	104円	1,000mgを超え1,500mg以下	138円	175円
	水質使用料(汚水排出量1㎡につき)																			
	(ア)生物化学的酸素要求量(1ℓにつき5日間)	(イ)浮遊物質量(1ℓ)																		
200mgを超え300mg以下	12円	17円																		
300mgを超え600mg以下	37円	49円																		
600mgを超え1,000mg以下	81円	104円																		
1,000mgを超え1,500mg以下	138円	175円																		
条 例 上 の 使 用 料 *2 ( 2 0 ㎡ あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和元年度 2,200 円 平成30年度 2,160 円 平成29年度 2,160 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 ( 2 0 ㎡ あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和元年度 2,177 円 平成30年度 2,174 円 平成29年度 2,170 円																	

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職 員 数	資本勘定所属職員:1名
事 業 運 営 組 織	<p>事業課のうち課長補佐1名分が公共下水道事業へ計上されています。</p> <pre> graph TD     K[課長] --- T[技師 1名]     K --- S[主査 1名]     K --- C[課長補佐 3名]             </pre>

### (2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>マンホールポンプ保守点検清掃業務委託 5か所</li> <li>検針業務(水道部局に団体内部に手数料で支出)</li> <li>検定満了に伴う井戸メーター交換(水道部局に団体内部に手数料で支出)</li> </ul>
	イ 指定管理者制度	特にありません。
	ウ PPP・PFI	特にありません。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	特にありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	特にありません。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和元年度に策定・公表しました、平成30年度の「経営比較分析表」を添付しております。  
この経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

※将来予定している下水道整備率に合わせた数値を予測しております。

項目	決算統計					予測										
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
現在処理区域内人口(人)	1,935	1,921	1,849	1,946	1,929	1,948	1,966	1,985	2,004	2,022	2,041	2,059	2,075	2,641	2,676	2,665

### (2) 有収水量の予測

※処理区域内人口増減、水洗化率等に合わせた数値を予測しております。

項目	決算統計					予測										
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
有収水量(㎡)	90,145	89,073	86,751	88,591	93,719	88,900	89,750	90,602	91,452	92,302	93,152	94,004	94,732	120,532	122,151	121,666

### (3) 使用料収入の見通し

※有収水量に合わせた数値を見通しています。

項目	決算統計					予測											
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
使用料(千円)	9,828	9,714	9,412	9,630	10,202	9,841	9,936	10,030	10,123	10,217	10,311	10,406	10,487	13,343	13,521	13,468	

### (4) 施設の見通し

平成27年度に10年概成アクションプランを策定し、それに基づき事業計画を策定し管渠の整備を行っています(整備の遅れは出ていません)。管渠施設の更新については、最も古い管渠が平成4年敷設であるので、現事業計画期間内での改築更新は検討しておりません。また、マンホールポンプ施設については、平成20年供用し経過年数は12年であり、耐用年数15年とすると時期が近付いておりますが、現事業計画期間内でストックマネジメント計画の策定は予定していないので、保守点検を実施しながら、水位計や警報装置など故障しやすいところについては、予防保全的に順次交換していく予定です。

### (5) 組織の見通し

現状の組織体制を維持する見通しですが、法適用移行準備の際に改めて検討を行います。

## 3. 経営の基本方針

本町は大和川上流・宇陀川流域第二処理区の末端で、事業開始が平成3年度供用開始が平成11年度と遅く、町の大部分が建設中であり、普及率についてもH29末で33%とまだ本格的な経営もできていない状況です。  
支出の大半は企業債の償還であることから、近年は起債の償還と借入のバランスを考え、事業費を減少させながら事業を実施してきましたが、平成27年度にアクションプランを策定し10年概成に向けて事業費を増額し整備を進めています。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

##### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

##### (2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

###### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	説明
	平成27年度に10年概成アクションプランを策定し、それに基づき事業計画を策定し管渠の整備を行っています(計画期間内での公共下水道整備率の目標は、令和12年度で58%)。

- 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項  
アクションプランに基づいた事業費を算出しております。
- 職員給与費に関する事項  
現在の職員数(1名)は変えず、昇給を考慮し算出しています。
- 流域下水道建設負担金に関する事項  
毎年度2,700千円の建設負担金を計上しております。

###### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	説明
	アクションプランに基づいた起債、補助金を計上します。また、一般会計からの繰入金を可能な限り抑制するため、適正な資本費平準化債の発行、水洗化率向上のための活動、確実な使用料金徴収に努めます。

- 使用料収入の見通しに関する事項  
整備率向上による有収水量に合わせた使用料を算出しています。
- 繰入金に関する事項  
繰入基準内を中心に算出し、収支0となるよう基準外を計上しています(基準内:高度処理、臨時財政特例債等、普及特別対策、分流式下水道等、特別措置分、資本勘定、その他)。
- 起債に関する事項  
公共下水道整備、流域下水道建設負担金等の国庫補助に係るもの、資本費平準化債、特別措置分及び、公営企業法適用債に限って計上しています。なお、整備事業に係る起債は建設改良費の1/2を見込んでおります。
- 国庫補助金に関する事項  
引き続き公共下水道整備を行うため、交付金を計上しています。管渠工事に係る建設改良費の1/2の補助を見込んでおります。

###### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 修繕費に関する事項  
過去5年間の実績から費用を算出しています。
- 委託費に関する事項  
過去5年間の実績から費用を算出しています(令和3年度～令和5年度は法適用経費含む)。
- その他(旅費、光熱水費、通信運搬費、等)  
流域下水道負担金は、有収水量に合わせた金額を算出しています。  
その他費用は、過去5年間の実績から費用を算出しています。

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	特にありません。
投資の平準化に関する事項	継続的に財政収支状況を踏まえた建設スケジュール調整に取り組めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	特にありません。
その他の取組	特にありません。

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	下水道事業法適用後に改めて検討します。
資産活用による収入増加の取組について	特にありません。
その他の取組	現在集中浄化槽で汚水処理されている開発地等を接続するなど、効率的に料金収入の増加が見込めるよう、事業を進めていきます。

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	効果的かつ効率的な下水道事業の運営を可能とする事業委託の方法があれば積極的に活用することを検討します。
職員給与費に関する事項	法適用を予定しており、事業の重要性や業務内容の変化など必要に応じて職員増減を検討します。
動力費に関する事項	特にありません。
薬品費に関する事項	特にありません。
修繕費に関する事項	維持管理者と連携し、修繕頻度を抑制できる管理方法の工夫に努めます。
委託費に関する事項	一括発注、複数年契約など検討し、経費削減、効率化に努めます。
その他の取組	特にありません。

**5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項**

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度進捗管理(モニタリング)を行い、少なくとも5年毎に見直し(ローリング)を行います。なお、地方公営企業法の適用を予定していることから、法適用後においては速やかに経営戦略の更新を行います。
---------------------	---

# 経営比較分析表（平成30年度決算）

奈良県 高取町

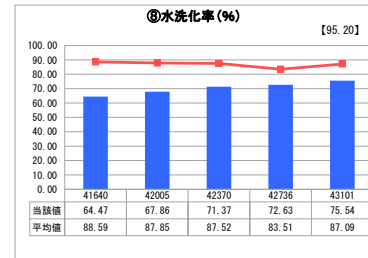
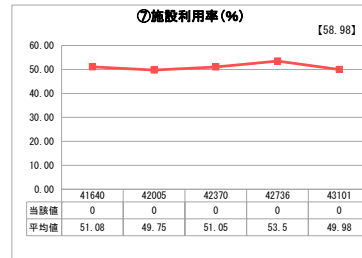
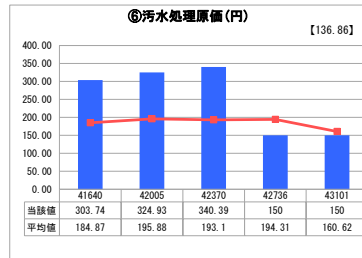
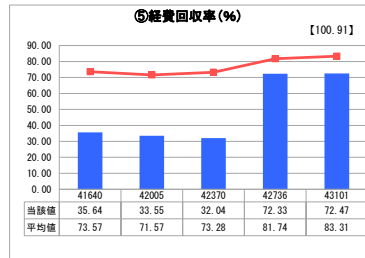
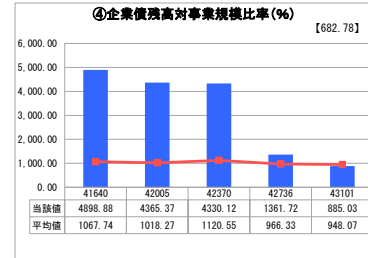
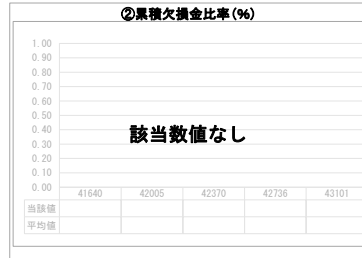
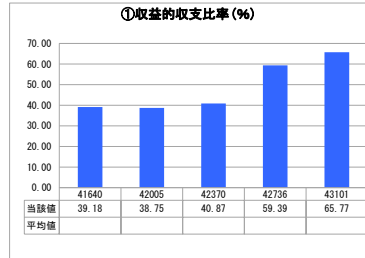
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cb2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり東産料金(円)
-	該当数値なし	28.71	86.00	2,160

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
6,799	25.79	263.63
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
1,946	0.38	5,121.05

## グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成30年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

本町は大和川上流・宇陀川流域第二処理区の末端で、事業開始が平成3年度供用開始が平成11年度と遅く、町の大部分が建設中であり、普及率についてもH29末で33%とまだ本格的な経営もできていない状況である。

支出の大半は企業債の償還であることから、近年は起債の償還と借入のバランスを考え、事業費を減少させながら事業を実施していたが、平成27年度にアクションプランを策定し10年達成に向けて事業費を増額し整備を進めている。

しかし財源は一般会計の繰入金により賄っている状況である。

収益的収支比率は、平成26年度から地方債償還金の増により比率が減少しているが、平成28年度に地方債利息の減、及び建設改良費が増加したことにより一時的に消費税込付金が増加し比率がアップしている。平成29年度には分流式下水道に要する経費の算定式が変更となり、それにより基準内繰入金が増加したため比率がアップしている。

企業債務高対事業規模比率は、平成29年度に分流式下水道に要する経費の算定式が変更となり、それにより基準内繰入金が増加したことにより一般会計負担額が増加したため減少した。

経費回収率は、地方債の償還額の増減に左右される比率となっていたが、平成29年度に分流式下水道に要する経費の算定式が変更となり、それにより基準内繰入金が増加したことにより比率が上昇している。

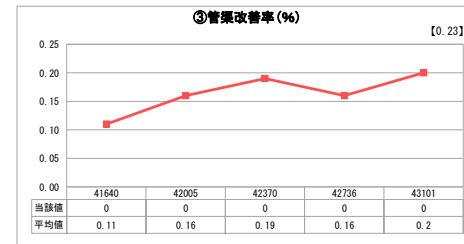
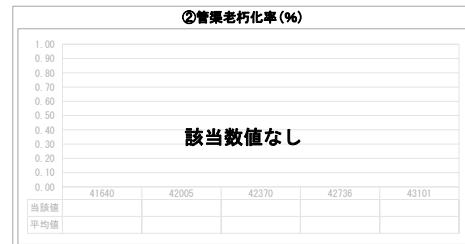
汚水処理原価は、普及率が低く、また、地形的要因により建設コストが高つくため、地方債償還額も大きいことから汚水処理原価が大きくなっていったが、平成29年度に分流式下水道に要する経費の算定式が変更となり、公費負担分を除く汚水処理原価が減少したため下がっている。

水洗化率は少しずつ増えているものの、平均値を下回っている。

### 2. 老朽化の状況について

平成4年度から管渠の敷設を開始しており、今後ストックマネジメント計画を策定した上で検討していかなければならない。

## 2. 老朽化の状況



## 全体総括

現在集中浄化槽で汚水処理されている開発地等を接続するなど、効率的に料金収入の増加が見込めるよう、事業を進めていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。



## 投資・財政計画 (収支計画・公共下水道事業)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 918	△ 5,778										
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	6,696	5,778										
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	5,778											
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	5,778											
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )												
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	10,202	9,841	9,936	10,030	10,123	10,217	10,311	10,406	10,487	13,343	13,521	13,468
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	752,565	726,273	747,370	778,392	816,068	846,340	861,895	886,717	914,615	954,882	997,666	1,042,967

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
区 分												
収 益 的 収 支 分	39,335	13,669	9,481	10,078	10,789	11,461	11,922	12,656	13,499	13,310	14,398	15,592
うち基準内繰入金	39,335	13,669	9,481	10,078	10,789	11,461	11,922	12,656	13,499	13,310	14,398	15,592
うち基準外繰入金												
資 本 的 収 支 分	30,703	7,344	56,355	57,630	51,076	47,480	46,497	46,630	38,554	37,885	35,468	33,051
うち基準内繰入金	8,457	2,023	15,523	15,874	14,069	13,078	12,807	12,844	10,620	10,435	9,769	9,104
うち基準外繰入金	22,246	5,321	40,832	41,756	37,007	34,402	33,690	33,786	27,934	27,450	25,699	23,947
合 計	70,038	21,013	65,836	67,708	61,865	58,941	58,419	59,286	52,053	51,195	49,866	48,643



## 高取町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 高取町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成20年8月1日 (供用開始後12年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用
処理区域内人口密度	20.4 (人/ha)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	有り
処 理 区 数	処理分区(曾我川東第1、曾我川第2、曾我川第3)		
処 理 場 数	なし		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	特にありません。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	汚水排出量1㎡につき:100円																			
業務用使用料体系の 概要・考え方	【公衆浴場(共同浴場を含む。)]汚水排出量1㎡につき:80円																			
その他の使用料体系の 概要・考え方	【中間排水】汚水排出量1㎡につき:170円 【特定排水】汚水排出量1㎡につき:220円 ※水質使用料	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">水質使用料(汚水排出量1㎡につき)</th> </tr> <tr> <th>(ア)生物化学的酸素要求量(1ℓにつき5日間)</th> <th>(イ)浮遊物質量(1ℓ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200mgを超え300mg以下</td> <td>12円</td> <td>17円</td> </tr> <tr> <td>300mgを超え600mg以下</td> <td>37円</td> <td>49円</td> </tr> <tr> <td>600mgを超え1,000mg以下</td> <td>81円</td> <td>104円</td> </tr> <tr> <td>1,000mgを超え1,500mg以下</td> <td>138円</td> <td>175円</td> </tr> </tbody> </table>			水質使用料(汚水排出量1㎡につき)		(ア)生物化学的酸素要求量(1ℓにつき5日間)	(イ)浮遊物質量(1ℓ)	200mgを超え300mg以下	12円	17円	300mgを超え600mg以下	37円	49円	600mgを超え1,000mg以下	81円	104円	1,000mgを超え1,500mg以下	138円	175円
	水質使用料(汚水排出量1㎡につき)																			
	(ア)生物化学的酸素要求量(1ℓにつき5日間)	(イ)浮遊物質量(1ℓ)																		
200mgを超え300mg以下	12円	17円																		
300mgを超え600mg以下	37円	49円																		
600mgを超え1,000mg以下	81円	104円																		
1,000mgを超え1,500mg以下	138円	175円																		
条 例 上 の 使 用 料 *2 ( 2 0 ㎡ あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和元年度 2,200 円 平成30年度 2,160 円 平成29年度 2,160 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 ( 2 0 ㎡ あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和元年度 2,200 円 平成30年度 2,191 円 平成29年度 2,239 円																	

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職 員 数	資本勘定所属職員:1名
事 業 運 営 組 織	<p>事業課のうち課長補佐1名分が特定環境保全公共下水道事業へ計上されています。</p> <pre> graph TD     K[課長] --- T[技師 1名]     K --- S[主査 1名]     K --- C[課長補佐 3名]         </pre>

### (2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・マンホールポンプ保守点検清掃業務委託 1か所 ・検針業務(水道部局に団体内部に手数料で支出) ・検定満了に伴う井戸メーター交換(水道部局に団体内部に手数料で支出)
	イ 指定管理者制度	特にありません。
	ウ PPP・PFI	特にありません。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	特にありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	特にありません。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水熱・下水汚泥・下水事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和元年度に策定・公表しました、平成30年度の「経営比較分析表」を添付しております。  
この経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

※将来予定している下水道整備率に合わせた数値を予測しております。高取町の人口は減少すると見込まれ、また特定環境保全公共下水道の整備は既に完了しているため、処理区域内人口の増加は見込めません。

項目	決算統計					予測										
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
現在処理区域内人口(人)	255	268	182	232	245	247	244	242	240	239	237	233	229	225	221	218

### (2) 有収水量の予測

※処理区域内人口増減、水洗化率等に合わせた数値を予測しております。今後について、水洗化人口の増加に努めますが、人口は減少すると見込まれるため、処理区域内人口の減少率と、水洗化率向上による水洗化人口の増加率のバランスにより、処理量に変動がでる見込みです。

項目	決算統計					予測										
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
有収水量(㎡)	2,752	3,321	3,421	4,053	4,709	4,695	4,651	4,666	4,666	4,723	4,723	4,680	4,651	4,623	4,594	4,565

### (3) 使用料収入の見通し

※有収水量に合わせた数値を見通しています。

項目	決算統計					予測											
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
使用料(千円)	259	367	383	444	518	516	512	513	513	520	520	515	512	509	505	502	

### (4) 施設の見通し

平成27年度に10年概成アクションプランを策定し、それに基づき事業計画を策定し管渠の整備を行っています(整備の遅れは出ていません)。管渠施設の更新については、最も古い管渠が平成4年敷設であるので、現事業計画期間内での改築更新は検討しておりません。また、マンホールポンプ施設については、平成20年供用し経過年数は12年であり、耐用年数15年とすると時期が近付いておりますが、現事業計画期間内でストックマネジメント計画の策定は予定していないので、保守点検を実施しながら、水位計や警報装置など故障しやすいところについては、予防保全的に順次交換していく予定です。

### (5) 組織の見通し

現状の組織体制を維持する見通しですが、法適用移行準備の際に改めて検討を行います。

## 3. 経営の基本方針

本町は大和川上流・宇陀川流域第二処理区の末端で、事業開始が平成3年度供用開始が平成11年度と遅く、町の大部分が建設中であり、普及率についてもH29末で33%とまだ本格的な経営もできていない状況です。  
支出の大半は企業債の償還であることから、近年は起債の償還と借入のバランスを考え、事業費を減少させながら事業を実施していましたが、平成27年度にアクションプランを策定し10年概成に向けて事業費を増額し整備を進めています。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	建設改良費について、今後維持管理が中心となり、資本勘定所属職員の人件費が主な支出となります。
-----	--

- 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項  
主に資本勘定所属職員の人件費を、昇給を考慮し算出しています。
- 流域下水道建設負担金に関する事項  
毎年度2,700千円の建設負担金を計上しております。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	維持管理を行うための起債、繰入金を計上します。また、一般会計からの繰入金を可能な限り抑制するため、適正な資本費平準化債の発行、水洗化率向上のための活動、確実な使用料金徴収に努めます。
-----	---

- 使用料収入の見通しに関する事項  
有収水量に合わせた使用料を算出しています。
- 繰入金に関する事項  
繰入基準内を中心に算出し、収支0となるよう基準外を計上しています(基準内:高度処理、臨時財政特例債等、分流式下水道等、資本勘定、その他)。
- 起債に関する事項  
流域下水道建設負担金等の国庫補助に係るもの、資本費平準化債に限って計上しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 修繕費に関する事項  
過去5年間の実績から費用を算出しています。
- 委託費に関する事項  
過去5年間の実績から費用を算出しています(令和3年度～令和5年度は法適用経費含む)。
- その他(旅費、光熱水費、通信運搬費、等)  
流域下水道負担金は、有収水量に合わせた金額を算出しています。  
その他費用は、過去5年間の実績から費用を算出しています。

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	特にありません。
投資の平準化に関する事項	継続的に財政収支状況を踏まえた建設スケジュール調整に取り組みます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	特にありません。
その他の取組	特にありません。

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	下水道事業法適用後に改めて検討します。
資産活用による収入増加の取組について	特にありません。
その他の取組	現在集中浄化槽で汚水処理されている開発地等を接続するなど、効率的に料金収入の増加が見込めるよう、事業を進めていきます。

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	効果的かつ効率的な下水道事業の運営を可能とする事業委託の方法があれば積極的に活用することを検討します。
職員給与費に関する事項	法適用を予定しており、事業の重要性や業務内容の変化など必要に応じて職員増減を検討します。
動力費に関する事項	特にありません。
薬品費に関する事項	特にありません。
修繕費に関する事項	維持管理者と連携し、修繕頻度を抑制できる管理方法の工夫に努めます。
委託費に関する事項	一括発注、複数年契約など検討し、経費削減、効率化に努めます。
その他の取組	特にありません。

**5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項**

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度進捗管理(モニタリング)を行い、少なくとも5年毎に見直し(ローリング)を行います。なお、地方公営企業法の適用を予定していることから、法適用後においては速やかに経営戦略の更新を行います。
---------------------	---

# 経営比較分析表（平成30年度決算）

奈良県 高取町

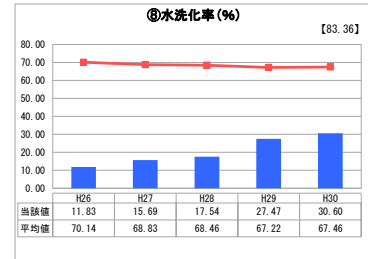
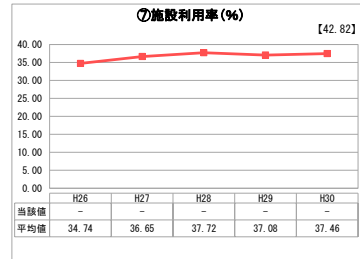
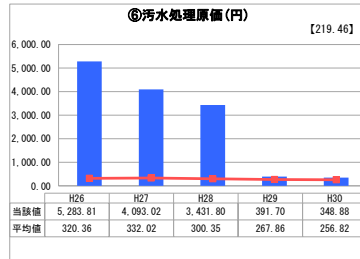
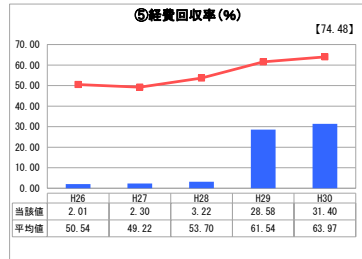
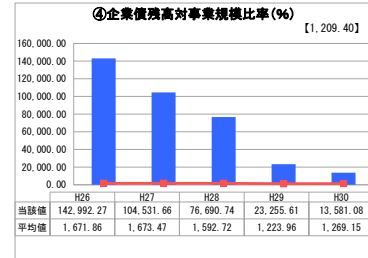
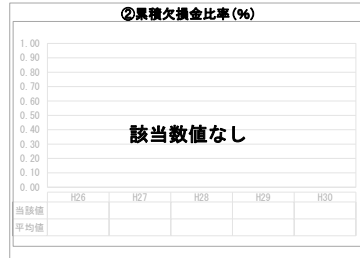
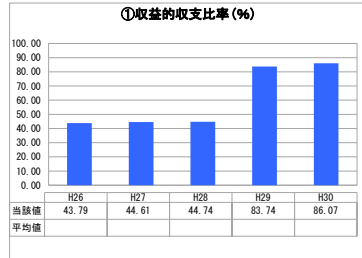
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり東産料金(円)
-	該当数値なし	3.42	86.00	2,160

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
6,799	25.79	263.63
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
232	0.12	1,933.33

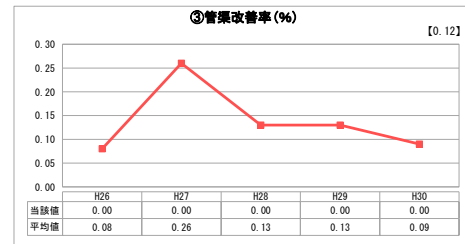
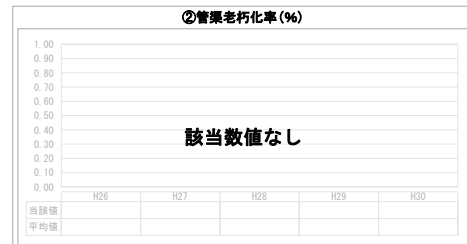
## グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成30年度全国平均

### 1. 経営の健全性・効率性



### 2. 老朽化の状況



### 分析欄

#### 1. 経営の健全性・効率性について

本町は大和川上流・宇陀川流域第二処理区の末端で、事業開始が平成3年度供用開始が平成11年度と遅く、町の大部分が建設中であり、普及率についても100未町全体で33%とまだ本格的な経営もできていない状況である。

収益的支出の大半は企業債利息の償還であることから、近年は起債の償還と借入のバランスを考え、事業費を減少させながら事業を実施していたが、平成27年度にアクションプランを策定し10年概成に向けて事業費を増額し整備を進めている。

しかし財源は一般会計の繰入金により賅っている状況である。

また、会計は下水道事業一本で管理しているが、事業については公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業の2本に分かれている。

建設時は特定環境保全公共下水道事業で整備していたが、現在市街化区域に編入された区域については、企業債償還は特定環境保全公共下水道事業に、料金収入等は公共下水道事業に計上されているため、経費の回収率などの数値は非常に低い値となり、汚水処理原価は非常に高い値となっていた。

収益的収支比率、企業債現在高対事業規模比率、経費回収率及び汚水処理原価の数値が平成29年度に好転しているのは、平成29年度には分流式下水道に要する経費の算定式が変更となり、それにより基準内繰入金が増加したためである。

水洗化率は、市街化編入により公共下水道事業になった区域の普及率は上がってきているものの、特定環境保全公共下水道の区域は、広報しているものの極端に低い状態である。

#### 2. 老朽化の状況について

平成6年度から管渠の敷設を開始しており、今後ストックマネジメント計画を策定した上で検討していかねばならない。

#### 全体総括

平成29年度末にアクションプランに基づき事業計画区域の変更を行った。

計画期間内の大きな建設が減少することから、借入れは少なくなることが見込まれる。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。



## 投資・財政計画 (収支計画・特定環境保全公共下水道事業)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 6,212											
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	6,212											
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )												
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	518	516	512	513	513	520	520	515	512	509	505	502
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	508,134	486,036	460,006	432,658	403,790	373,973	343,884	315,124	285,935	260,732	240,239	224,456

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
区 分												
収 益 的 収 支 分	31,327	14,753	7,855	7,400	6,932	6,460	6,005	5,590	5,213	4,847	4,545	4,242
うち基準内繰入金	31,327	14,753	7,855	7,400	6,932	6,460	6,005	5,590	5,213	4,847	4,545	4,242
うち基準外繰入金												
資 本 的 収 支 分	2,935	32,045	36,077	37,495	39,115	40,164	40,536	39,307	39,836	35,950	31,340	26,730
うち基準内繰入金	451	4,924	5,544	5,762	6,011	6,172	6,229	6,040	6,121	5,524	4,816	4,107
うち基準外繰入金	2,484	27,121	30,533	31,733	33,104	33,992	34,307	33,267	33,715	30,426	26,524	22,623
合 計	34,262	46,798	43,932	44,895	46,047	46,624	46,541	44,897	45,049	40,797	35,885	30,972